○佐賀県　公衆浴場法施行細則

昭和23年11月26日

佐賀県規則第62号

公衆浴場法施行細則

第1条　公衆浴場法(以下「法」という。)及び同施行規則(以下「規則」という。)又は[この細則](http://www.pref.saga.lg.jp/sy-contents/kenseijoho/jorei/reiki_int/reiki_honbun/q201RG00000516.html%22%20%5Cl%20%22l000000000)の規定により提出する申請書、届書及び報告書はその営業施設所在地を管轄する保健福祉事務所長を経由しなければならない。

2　[前項](http://www.pref.saga.lg.jp/sy-contents/kenseijoho/jorei/reiki_int/reiki_honbun/q201RG00000516.html#e000000038)の申請者、届出人が成年被後見人であるときは、成年後見人、申請者が未成年者であるときは法定代理人の連署を要する。

(昭55規則5・平成12規則30・平18規則28・一部改正)

第2条　規則第1条第5号に規定する知事が定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)　工事着工年月日又は工事着工予定年月日及び工事完了年月日又は工事完了予定年月日

(2)　営業開始予定年月日

(3)　浴場業を営む者(以下「営業者」という。)が自ら公衆浴場を管理しないときは、当該公衆浴場を管理する者の住所、氏名及び生年月日

2　規則第1条に規定する申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1)　公衆浴場を中心とした半径400メートル(市の区域にあっては、300メートル)以内の見取図

(2)　公衆浴場の平面図及び説明書

(3)　敷地又は建物が他人の所有であるときは、所有者の承諾書

(4)　浴場業を営むために建物の建築、用途変更等について他の法令の許可を必要とするときは、その許可に関する書類

(5)　申請者が法人の場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記簿の謄本

3　[前項](http://www.pref.saga.lg.jp/sy-contents/kenseijoho/jorei/reiki_int/reiki_honbun/q201RG00000516.html#e000000064)の申請書の様式は、[様式第1号](http://www.pref.saga.lg.jp/sy-contents/kenseijoho/jorei/reiki_int/reiki_honbun/q201RG00000516.html#e000000367)のとおりとする。

(昭61規則28・全改)

第2条の2　規則第2条第1項の規定する届書は、相続による公衆浴場営業承継届([様式第2号](http://www.pref.saga.lg.jp/sy-contents/kenseijoho/jorei/reiki_int/reiki_honbun/q201RG00000516.html#e000000374))によるものとする。

2　規則第3条第1項に規定する届書は、合併による公衆浴場営業承継届([様式第3号](http://www.pref.saga.lg.jp/sy-contents/kenseijoho/jorei/reiki_int/reiki_honbun/q201RG00000516.html#e000000381))によるものとする。

3　規則第3条の2第1項に規定する届書は、分割による公衆浴場営業承継届([様式第4号](http://www.pref.saga.lg.jp/sy-contents/kenseijoho/jorei/reiki_int/reiki_honbun/q201RG00000516.html#e000000388))によるものとする。

(昭61規則28・追加、平13規則52・一部改正)

第3条　規則第4条の規定による変更の届出は、公衆浴場営業許可申請書(営業承継届)記載事項変更届([様式第5号](http://www.pref.saga.lg.jp/sy-contents/kenseijoho/jorei/reiki_int/reiki_honbun/q201RG00000516.html#e000000395))により行わなければならない。

2　[前項](http://www.pref.saga.lg.jp/sy-contents/kenseijoho/jorei/reiki_int/reiki_honbun/q201RG00000516.html#e000000106)の届出には、その変更事項を明らかにする関係書類を添えなければならない。

(昭61規則28・平13規則52・一部改正)

第4条　規則第4条の規定による営業の停止又は廃止の届出は、公衆浴場営業停止・廃止届([様式第6号](http://www.pref.saga.lg.jp/sy-contents/kenseijoho/jorei/reiki_int/reiki_honbun/q201RG00000516.html#e000000402))により行わなければならない。

(昭61規則28・全改、平13規則52・一部改正)

第5条　営業者が死亡し、又は解散したときは、その相続人又は清算人は、1月以内に、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、営業者が死亡した場合において、相続人が法第2条の2第2項の規定による届出をする場合は、この限りでない。

(昭61規則28・全改)

第6条　[次の各号](http://www.pref.saga.lg.jp/sy-contents/kenseijoho/jorei/reiki_int/reiki_honbun/q201RG00000516.html#e000000135)に該当するときは営業の許可はその効力を失う。

(1)　営業の許可を受けてから6ケ月以内に開業しないとき

(2)　特別の事由がなくて6ケ月以上引続き休業したとき

(3)　営業者が行方不明となり3ケ月以上引続き休業したとき

第6条の2　[佐賀県公衆浴場法施行条例(昭和41年佐賀県条例第43号)第3条第1項第1号ス](http://www.pref.saga.lg.jp/sy-contents/kenseijoho/jorei/reiki_int/reiki_honbun/q201RG00000514.html?id=j3_k1_g1_gs%E3%82%B9)の別に定める基準は、[別表](http://www.pref.saga.lg.jp/sy-contents/kenseijoho/jorei/reiki_int/reiki_honbun/q201RG00000516.html#e000000325)のとおりとする。ただし、知事は、この基準(濁度及び過マンガン酸カリウム消費量に係る基準に限る。以下[この項](http://www.pref.saga.lg.jp/sy-contents/kenseijoho/jorei/reiki_int/reiki_honbun/q201RG00000516.html%22%20%5Cl%20%22e000000147)において同じ。)により難く、かつ、公衆衛生上支障がないと認めるときは、この基準の全部又は一部を適用しないことができる。

(平15規則5・追加)

第7条　法第4条ただし書の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)　申請者の住所、氏名及び生年月日(法人にあっては、その名称、事務所所在地及び代表者の氏名)

(2)　公衆浴場の名称及び所在地

(3)　患者用の入浴施設の構造設備

2　[前項](http://www.pref.saga.lg.jp/sy-contents/kenseijoho/jorei/reiki_int/reiki_honbun/q201RG00000516.html#e000000157)の申請書に記載した事項を変更するときは規則第4条に準じて届け出なければならない。

(昭61規則28・一部改正)

第8条　営業者は、正面入口に[様式第7号](http://www.pref.saga.lg.jp/sy-contents/kenseijoho/jorei/reiki_int/reiki_honbun/q201RG00000516.html#e000000409)による看板を掲げなければならない。

(昭61規則28・平13規則52・一部改正)

第9条　入浴者は[次の各号](http://www.pref.saga.lg.jp/sy-contents/kenseijoho/jorei/reiki_int/reiki_honbun/q201RG00000516.html#e000000187)を守らなければならない。

(1)　入浴前には身体をよく洗って入ること

(2)　浴槽内であかすりをしないこと

(3)　あかすり後、浴槽に入るときは石鹸等をよく流して入ること

(4)　浴槽内で口をすすがないこと

(5)　浴槽、洗場で用便をし又はさせないこと

(6)　浴槽、洗場で洗濯をしないこと

(7)　所定の場所以外でたんつばをはかないこと

(8)　その他特に指示する事項

第10条　営業者は場内見易い場所に[前条各号](http://www.pref.saga.lg.jp/sy-contents/kenseijoho/jorei/reiki_int/reiki_honbun/q201RG00000516.html#e000000187)の遵守事項を掲示しなければならない。

附　則

第11条　[この細則](http://www.pref.saga.lg.jp/sy-contents/kenseijoho/jorei/reiki_int/reiki_honbun/q201RG00000516.html#l000000000)は、公布の日からこれを施行する。

第12条　昭和11年12月佐賀県令第60号浴場営業取締規則は廃止する。但し、浴場営業取締規則第3条の規定は公衆浴場法施行条例に別段の定めある場合を除き当分の間なおその効力を有する。

第13条　[この細則](http://www.pref.saga.lg.jp/sy-contents/kenseijoho/jorei/reiki_int/reiki_honbun/q201RG00000516.html#l000000000)施行の際現に従前の命令の規定により営業の許可を受け又は営業の届出をして浴場業を営んでいる者は[この細則](http://www.pref.saga.lg.jp/sy-contents/kenseijoho/jorei/reiki_int/reiki_honbun/q201RG00000516.html#l000000000)施行後2月以内に規則第1条及び[この細則第2条各号](http://www.pref.saga.lg.jp/sy-contents/kenseijoho/jorei/reiki_int/reiki_honbun/q201RG00000516.html%22%20%5Cl%20%22e000000055)を具し旧許可証を添えて届出なければならない。

附　則(昭和55年規則第5号)

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附　則(昭和61年規則第28号)

(施行期日)

1　この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の際現に浴場業を営む者が掲げている看板は、この規則による改正後の公衆浴場法施行細則第8条に規定する様式による看板とみなす。

附　則(平成2年規則第33号)

(施行期日)

1　この規則は、平成2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　この規則による改正前の規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、使用することができる。

附　則(平成12年規則第30号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附　則(平成13年規則第52号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附　則(平成15年規則第5号)

(施行期日)

1　この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　この規則による改正前の公衆浴場法施行細則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、使用することができる。

附　則(平成17年規則第63号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成18年規則第28号)

(施行期日)

1　この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　この規則による改正前の規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。

別表(第6条の2関係)

(平15規則5・追加、平17規則63・一部改正)

|  |  |
| --- | --- |
| 検査項目 | 水質基準 |
| 濁度 | 5度以下 |
| 過マンガン酸カリウム消費量 | 1l中25mg以下 |
| 大腸菌群 | 1ml中に1個以下 |
| レジオネラ属菌 | 100ml中に10cfu未満 |

備考

1　検査方法は、次のとおりとする。

(1)　濁度にあっては、比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法とすること。

(2)　過マンガン酸カリウム消費量にあっては、滴定法とすること。

(3)　大腸菌群にあっては、下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和37年厚生省・建設省令第1号)第6条で定める検査方法とすること。

(4)　レジオネラ属菌にあっては、冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法とすること。

2　レジオネラ属菌の計測単位であるcfuの定義は、形成される集落数とする。

[様式第1号(第2条関係)](http://www.pref.saga.lg.jp/sy-contents/kenseijoho/jorei/reiki_int/reiki_honbun/q201RG00000516.html)

(昭61規則28・全改、平2規則33・平15規則5・一部改正)